

尼崎市こども青少年局 様

## 保育所の入所決定手続に関する提言書

尼崎市子どものための権利擁護委員会

### 1 はじめに 本提言書の趣旨

尼崎市は、尼崎市子どもの育ち支援条例の前文において「子どもは、今を生きる存在であるとともに、未来への希望であり、私たちのまちの宝です」と述べています。

「子どもは、その成長の過程において、生きる、育つ、守られる、参画する権利といった子どもの人権が尊重されるとともに、多様な人々と関わりを持ち、また、多様な経験を重ねることにより、自分を大切にできる心、他者を尊重する心、規範意識等が生まれ、社会の一員として様々な責任を果たすことができる大人へと成長していきます」とし、「全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指すことを決意」しています。

尼崎市子どものための権利擁護委員会(以下、「当委員会」という。)は、同条例の理念に基づき、令和3年4月に設置され、同年7月1日から活動を開始しています。当委員会は他の行政機関から独立した組織であり、子どもの権利救済と意見表明支援に係る専門性を有する機関です。

当委員会には①調査・調整、②提言、③広報・研修の、3つの機能があります。

当委員会は、令和5年5月15日、尼崎市内の未就学児とその母より、「保育所の入所申し込みを続けてきたにもかかわらずそれが進まず、障害のない子どもに比べて障害のある子どもの入所が叶っていないこと、加えて、生きるために働かなくてはならず、保育所が見つからないために仕事を続けられない所まで追い詰められている」という相談を受けました。当委員会における協議の結果、市に提言をするとの判断に至りました。

### 2 当委員会の視点 子どもの権利の視点

子どもは、人権を享有する主体であり(憲法第11条)、個人として尊重されます(同第13条)。また、1994年に日本が批准した子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)では、子どもは「権利の主体」であり、同条約に掲げられた4原則には「差別の禁止(差別のないこと):全ての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、

経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます」と、子どもへの差別が禁じられています。

このように、保育所（※）の入所判定を検討するにおいても、上記にある子どもの権利が保障されることが前提となります。

※本提言書において保育所とは、保育所（園）、認定こども園（1号認定を除く）、小規模保育事業所（地域型保育事業）をいう。

### 3 子ども・保護者及び関係者からのヒアリング内容の要点

※詳細は別紙

#### (1) 保育所の入所を何度も断られ続けている

- ・市のホームページ上の保育所空き情報には、「△」とあり、入所を申し込んだ結果「空きがない」と断られましたが、その後も「△」のままになっています。これは、「加配が必要ではない子どもは入所できるが、加配が必要な子どもは受け入れられない」ということだと思えます。

#### (2) 生活が成り立たない

#### (3) 市の窓口対応により傷ついた

### 4 保育所の入所判定についての担当課からのヒアリング内容の要点

※詳細は別紙

#### (1) 市ホームページ上の受入状況掲載について

- ・毎月各保育所から受け入れ可能人数の報告をもらい、更新しています。保育所に空きがあっても、障害児等支援が必要なお子様は、園の体制が整わないためとの理由で入所に結びつかない場合があります。

#### (2) 窓口担当者の対応について

### 5 当委員会の所見と提言

#### (1) ヒアリング調査による所見

このたび当委員会に寄せられた相談は、子どもの権利条約で保障されている「生きる権利」「育つ権利」が脅かされている現実に直面した母子の、深刻な相談であると認識しています。

子どもと共に生きるために保護者は働き、保育所は保護者が働く生活を支えています。両者は共に子どもの育つ権利を保障する存在です。

ところが、「加配を要する」という理由により、年度当初時点で入所が認められなかったことは、深刻な保育士不足が背景にあるとしても、尼崎に暮らすほとんどの子どもが年度当初の時点で入所できていることを考えると、障害があることを理由としていると言うほかありません。それにより、「生きる権利」「育つ権利」に対する侵害があったと言うことができます。

これは、保育所の入所判定に当たって、「加配を要しない子ども」と「加配を要する子ども」との間に生じた差異であり、子どもの権利条約の4原則にある「差別の禁止（差別のないこと）」から、私たちの社会が子どもを守れなかったものと見なせます。

子どもの権利条約を守るために、私たち大人は子どもに何を経験させてきたのか、今一度、子どもの目線から事態を認識する必要があります。

保育所の定員に空きがあるのに、Aちゃんは「入れないよ」と断られました。  
Aちゃんはしょんぼりしました。  
Aちゃんがしょんぼりした後も、「定員に空きがあるよ」と募集していました。  
それを知ったAちゃんとお母さんは、かなしみました。  
Aちゃんに「Aちゃんは他のこどもよりも、手がかかるから」と説明がありました。  
これは、さべつです。

## (2) 当委員会の提言

子どもの権利条約に則り、尼崎市の子どもが「子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障され」ること、よって、保育所の入所判定においては、「加配の要否」を判断材料として用いないことを求めます。

他方で、市ホームページ上における保育所の受入状況において、「△」と提示し、加配を要する子どもが断られた後も募集を続けている状況は、差別状況として認識いただくことが不可欠です。「○（空きあり）」「×（空き無し）」のいずれかとすることで、「加配の要否」による入所判断の差異をなくすことを求めます。

加えて、市担当課への聴き取りからは、深刻な保育士不足というマンパワー問題に起因している切実な実情が認められました。「生きる権利」「育つ権利」、そして「差別のないこと」のために、市は、子どもの人権を守るために必要な保育士人員の確保について、急務として着手することを求めます。

以 上